



〒030-0180
青森市第二問屋町3丁目1番89号
東奥日報社
電話 017-739-1111
(C) 東奥日報社 2011

インターネット
号外

ご購入のお問い合わせは
東奥日報社読者局



0120-46-5939

ヨム

コウドクサンキュー

24時間受付

秋葉原事件

加藤被告に死刑判決

東京地裁 責任能力を認定



加藤 智大被告

2008年に7人が死亡、10人が重軽傷を負った東京・秋葉原の無差別殺傷事件で、殺人罪などに問われ死刑を求刑された元派遣社員加藤智大被告(28) 青森市出身の判決公判が24日午後、東京地裁であり、村山浩昭裁判長は、求刑通り死刑を言い渡した。村山裁判長は争点だった被告の責任能力について「心神喪失でも心神耗弱でもなく、刑事責任を問う十分な能力があつた」と認定。「人間性が感じられない残虐な犯行」と指摘した。

さらに、「日本全体が震撼(しんかん)し、社会的影響も甚大」「身勝手極まりない動機による犯行」と述べ、「更生可能性がまったくないとは言えないが、死刑を選択せざるを得ない」と話した。

これまでの公判で、検察側は「完全責任能力があつた」と主張し、死刑を求刑。一方の弁護側は記憶の欠落などから「心神喪失もしくは耗弱状態にあつた疑いがある」として、死刑回避を求めていた。

判決によると、被告は08年6月8日午後、秋葉原の歩行者天国にトラックで突っ込み、3人を殺害、2人にけがを負わせた。さらにダガーナイフで刺し4人が死亡、8人が重軽傷。警察官1人も襲ったが、けがはなかつた。